【様式】

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称			特定の基金に対する負担金の損金算入（産廃適正処理センターに係る産業廃棄物適正処理推進基金）
2	対象税目	①	政策評価の対象税目	法人税：義務
		②	上記以外の税目	所得税：外
3	内容			《制度の概要》 産業廃棄物の不法投棄等の不適正処理を行った投棄者の資金不足などの理由から、都道府県等が代わって不法投棄された産業廃棄物による生活環境保全上の支障の除去を行う場合、その原状回復に要する費用の支援のために設ける基金の造成に当たって、産業廃棄物の排出事業者等が基金に拠出する出えん金については、損金算入を認める。
				《関係条項》 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第 13 条の 15
4	担当部局			環境再生・資源循環局環境再生担当参事官付不法投棄原状回復事業対策室
5	評価実施時期及び分析対象期間			評価実施時期：令和８年８月 分析対象期間：令和４年４月～令和８年３月
6	創設年度及び改正経緯			平成 10 年度
7	適用期間			恒久措置
8	必要性等	①	政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 産業廃棄物の不法投棄等の不適正処理された場合において、支障の除去等の措置を行う都道府県等に対し、当該産業廃棄物の撤去等の事業実施に要する将来費用を確保することで行政による早期の措置命令を可能とし、不法投棄等の大規模化を防止する。
				《政策目的の根拠》 法第 13 条の 13 第５号において、適正処理推進センターが行う業務として「産業廃棄物が不適正に保管、収集、運搬又は処分された場合において、第 19 条の８第１項の規定による支障の除去等の措置を行う都道府県等に対し、当該産業廃棄物の撤去等の実施、資金の出えんその他の協力を行うこと。」と定めている。また、同法第 13 条の 15 において、「適正処理推進センターは、第 13 条の 13 各号に掲げる業務に関する基金を設け、これらの業務に要する費用に充てることを条件として事業者等から出えんされた金額の合計額もつてこれに充てるものとする。」と定めている。
		②	政策体系における政策目的の位置付け	施策 ４．資源循環政策の推進 施策に含まれる目標の名称 ４－５ 廃棄物の不法投棄の防止等

		③	租税特別措置等により達成しようとする目標	産業廃棄物が不適正に処分された場合において、支障の除去等の措置を行う都道府県等に対し、資金の出えんその他の協力を行うための基金の造成を着実に図る。
		④	政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与	産業界等からの基金への出えん金が損金算入とされることにより、基金の造成が着実に図られ、都道府県等への必要な支援が行われることによって適切に支障除去等が行われ、不法投棄等の大規模化の防止、減少に寄与する。
9	有効性等	①	適用数	令和7年度　31 件の内数 令和6年度　29 件の内数 令和5年度　32 件の内数 令和4年度　34 件の内数
				【算定根拠】 各年度における事業者等から出えんされた件数（実績）
		②	適用額	令和7年度　44,685 千円の内数 令和6年度　40,653 千円の内数 令和5年度　48,505 千円の内数 令和4年度　47,337 千円の内数
				【算定根拠】 各年度における事業者等から出えんされた金額の合計額（実績）
		③	減収額	令和7年度　44,685 千円の内数×法人税率=の内数 令和6年度　40,653 千円の内数×法人税率=の内数 令和5年度　48,505 千円の内数×法人税率=の内数 令和4年度　47,337 千円の内数×法人税率=の内数 【算定根拠】 各年度における事業者等から出えんされた金額の合計額（実績）
		④	効果	《政策目的（8①）の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標（8③）の実現状況》 平成 10 年の創設以来、基金からは 122 件の支援が行われ、適切に支障除去等が行われてきた。また、基金によるスキームとあいまって国、自治体、産業界による未然防止策等が効果を上げてきた結果、新たに発覚する不法投棄等は減少傾向にある。 【使用したデータ（文献等の概要又は所在に関する情報を含む）】 ・適正処理推進センター公表資料 https://www.sanpainet.or.jp/service03.php?id=2 ・環境省公表資料 https://www.env.go.jp/press/110443_00003.html
				《租税特別措置等により達成しようとする目標（8③）に対する租税特別措置等の直接的効果》 支障除去事業に要する費用の確保がなされ、不法投棄案件も減少傾向となっている。 【使用したデータ（文献等の概要又は所在に関する情報を含む）】 環境省公表資料 https://www.env.go.jp/press/110443_00003.html

				《適用数(9①)が僅少等である場合の原因・有効性の説明》 －
		⑤	税収減を是認する理由等	当該租税特別措置により、産業界等からの基金への出えん金は継続して確保され、都道府県等への必要な支援が行われることによって、適切かつ迅速に支障除去が行われており、当該措置は有効に機能している。また、こうした取組は、不法投棄等の抑止にも寄与していると考えられ、新規の不法投棄件数及び投棄量は実際に減少傾向にある。
10	相当性	①	租税特別措置等によるべき妥当性等	不法投棄された産業廃棄物による生活環境保全上の支障の除去事業に必要な財源を安定的に確保するためには、産業界等からの継続的な出えんを促すことが不可欠である。租税特別措置を認めることにより、基金の安定的な造成が可能となり、都道府県等による支障除去事業の支援を継続的に実施できることから、本措置は重要かつ妥当な措置である。
		②	他の支援措置や義務付け等との役割分担	不法投棄された産業廃棄物による生活環境保全上の支障の除去には、多額の費用が必要となる。不法投棄等の支障除去は原因者が撤去するのが原則であるが、原因者に十分な資力がない場合、本基金による支援制度が活用される。また、補助金等の予算措置や規制の強化などの政策と併せて行うことで、不法投棄や不適正な処理の減少にさらに効果を発揮している。
		③	地方公共団体が協力する相当性	地方税に係る租税特別措置等の要望はない。
11	有識者の見解			
12	評価結果の反映の方向性			引き続き、本措置を存続する。
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期			前回の事後評価:令和4年度